



お申込みいただく前に

契約概要・注意喚起情報



ご契約に関する大切な事項を記載したものです。
お申込み前に必ずお読みいただき大切に保管してください。



- お申込みの際には、この「契約概要・注意喚起情報」のほか、「パンフレット」「ご契約のしおり・約款」を必ずご確認ください。
- 保険契約者さま(保険契約を結ばれる方)および被保険者さま(保障の対象となる方)ともにご本人さまが内容をご確認のうえ、お申込みください。
- 「パンフレット」「契約概要・注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」は大切に保管してください。

ご契約後のお問い合わせ・お手続きについて

- ご契約後のお問い合わせ・お手続きなどは、引受保険会社および募集代理店にて受付けております。
- 募集代理店では、当該募集代理店が保険募集を行った保険契約に関して、お客さまからのご照会・お問い合わせなどに対応します。なお、お問い合わせいただく内容によっては、引受保険会社が、募集代理店より連絡を受け対応させていただく場合があります。また、給付金などの請求手続きや各種手続方法のご照会などについて、引受保険会社にて対応させていただきます場合があります。
- 募集代理店が共同募集を行っている場合、募集代理店間の業務内容については、当該募集代理店にご確認ください。

ご確認ください

- 本商品はアフラックを引受保険会社とする生命保険で、預金ではありません。したがって、元本保証はなく、預金保険制度の対象ではありません。
- 本商品に関するお客さまのお取引が、募集代理店におけるお客さまに関する他の業務やお取引に影響を与えることはありません。
- 募集代理店が保険募集を行うにあたって、事前にお客さまにご確認・ご同意いただく事項があります。また、本商品の募集にあたって、募集代理店がお客さまに勤務先などをお伺いし、法令上定める「銀行等保険募集制限先」に該当するか確認させていただきます。
- 募集代理店に融資をお申込み中のお客さまなどに対しては、本商品の募集を行わない場合があります。

生命保険募集人について

- アフラックの生命保険募集人はお客さまとアフラックとの保険契約の締結の媒介を行う者で、告知受領権や保険契約の締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客さまからのお申込みに対してアフラックが承諾したときに有効に成立します。

- 「パンフレット」「契約概要・注意喚起情報」に記載のない特約の付加などをご検討される場合はアフラックにお問い合わせください。

<ご契約なさったら、必ずご家族にもお知らせください。>

お客さまからの照会・相談・苦情などのご連絡先

◇保険に関する照会・相談・苦情などがありましたら、以下の窓口でお受けいたします。

●契約内容の照会・各種お問い合わせ・ご相談ならびに苦情について
アフラックコールセンター 0120-555-027
月～金および第2・4土曜日(祝日・年末年始を除く)9:00～17:00

- ◇(一社)生命保険協会の「生命保険相談所」でも、電話・文書(電子メール・FAXは不可)あるいは直接お越しいただくことで、生命保険に関するさまざまな照会・相談・苦情をお受けしています。また、生命保険相談所では全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお客さまの相談をお受けしています。(ホームページアドレス <http://www.seiho.or.jp/>)
- ◇生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、契約者などと生命保険会社との間で解決がつかない場合は、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に「裁定審査会」を設け、契約者などの正当な利益の保護を図っています。
- ◇この商品に係る指定紛争解決機関は「一般社団法人 生命保険協会」です。

- ◎この「契約概要・注意喚起情報」にある保障内容などは、契約日が2015年6月22日以降の保険契約に適用となります(ただし、アフラックは、将来、新たな保険契約に対して保障内容を変更する場合があります)。
- ◎契約内容を変更された場合、変更後の保険料は変更日現在の保険料率によって計算する場合があります。

<引受保険会社> 保険契約の主体はお客さまと引受保険会社になります。

Aflac アフラック (アメリカンファミリー生命保険会社)
〒163-0456 東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル
URL:<http://www.aflac.co.jp/>



お問い合わせ、お申込みは
(募集代理店)

本冊子や「ご契約のしおり・約款」には、ご契約に関する重要事項を記載していますので、必ずお読みください。

本冊子

契約概要

P.02~18

契約内容に関する重要事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。

- 保険の特長・しくみは?
 - どんなときに給付金などが支払われるの?
 - 保険料お払込みの流れは?
 - 契約できる条件は?
- など

注意喚起情報

P.19~28

お申込みに際して特にご注意いただきたい事項やお客さまにとって不利益となる事項を記載しています。





- 告知とは?
 - 申込みを撤回したいときは?
 - 保障の開始はいつ?
 - 給付金などを請求するときは?
- など

その他重要事項

P.29~32

お申込みに際してご確認いただきたい補足的情報をまとめています。

本冊子で使用するマークについて

	お客さまにとって不利益となる事項を含む、特にご確認いただきたいポイントを記載しています。		条件など補足事項を記載しています。
	「ご契約のしおり・約款」の参照先を記載しています。		保険の専門用語などについて記載しています。

ご契約のしおり・約款

ご契約のしおり

ご契約についての重要事項、お手続きなどをわかりやすく説明しています。

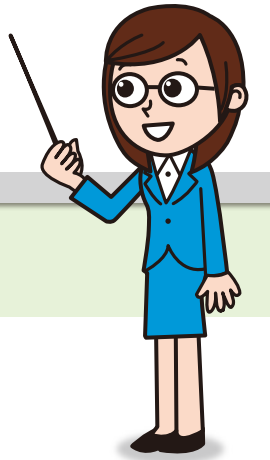
約款

「普通保険約款」「特約条項」など、ご契約についてのとりきめを詳しく説明しています。

契約概要

1 この「契約概要」には、契約内容に関する重要事項のうち、**特にご確認いただきたい事項**を記載していますので、ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。

2 支払事由やお支払いに際しての制限事項は、概要や代表事例を記載しています。
ご契約に際しては「**注意喚起情報**」のほか、支払事由や制限事項の詳細、主な保険用語の説明などについては、「**ご契約のしおり・約款**」をご確認ください。



もくじ

特長・しくみ	保険料
01 「新 生きるためのがん保険Days」 「新 生きるためのがん保険レディースDays」の特長 03	05 保険料のお払込方法 12
02 契約内容 (保険期間、保険料払込期間など) 05	06 保険料お払込みの流れ 14
給付金・保険金など	07 保険料に関する留意事項 15
03 給付金などのお支払い 07	ご契約のお引受け
04 契約者配当金・解約払戻金・死亡返還金 11	08 お引受けの条件 16
	ご契約の更新
	09 特約の更新について 17

01 「新 生きるためのがん保険Days」「新 生きるためのがん保険レディースDays」の特長

特長
1

がん(悪性新生物)・上皮内新生物を保障します。

初めてがん・上皮内新生物と「診断」されたときに一時金をお支払いするほか、「入院」や「通院」、「三大治療」^{用語}についても給付金をお支払いします。がん・上皮内新生物以外の疾病の場合は、お支払いの対象とはなりません。

▶▶「がん(悪性新生物)」と「上皮内新生物」の違いについては「パンフレット」をご確認ください。

特長
2

プランや保険料払込期間などをお選びいただけます。

プラン名	保険料払込期間	解約払戻金の有無
男女共通 スタンダードプランB ベースプランB 診断保障充実プラン +がん先進医療特約	終身 60歳払済 65歳払済 10年払済	解約払戻金あり 解約払戻金なし
女性専用 スタンダードプランBL ベースプランBL 診断保障充実プランL +がん先進医療特約		

特長
3

ニーズに合わせて特約を付加できます。

お選びいただいたプランに下記の特約を付加して、保障を充実させることができます。

診断給付金 複数回支払特約	再発・転移時などに一時金で保障します。
------------------	---------------------

次ページへ続く▶

用語

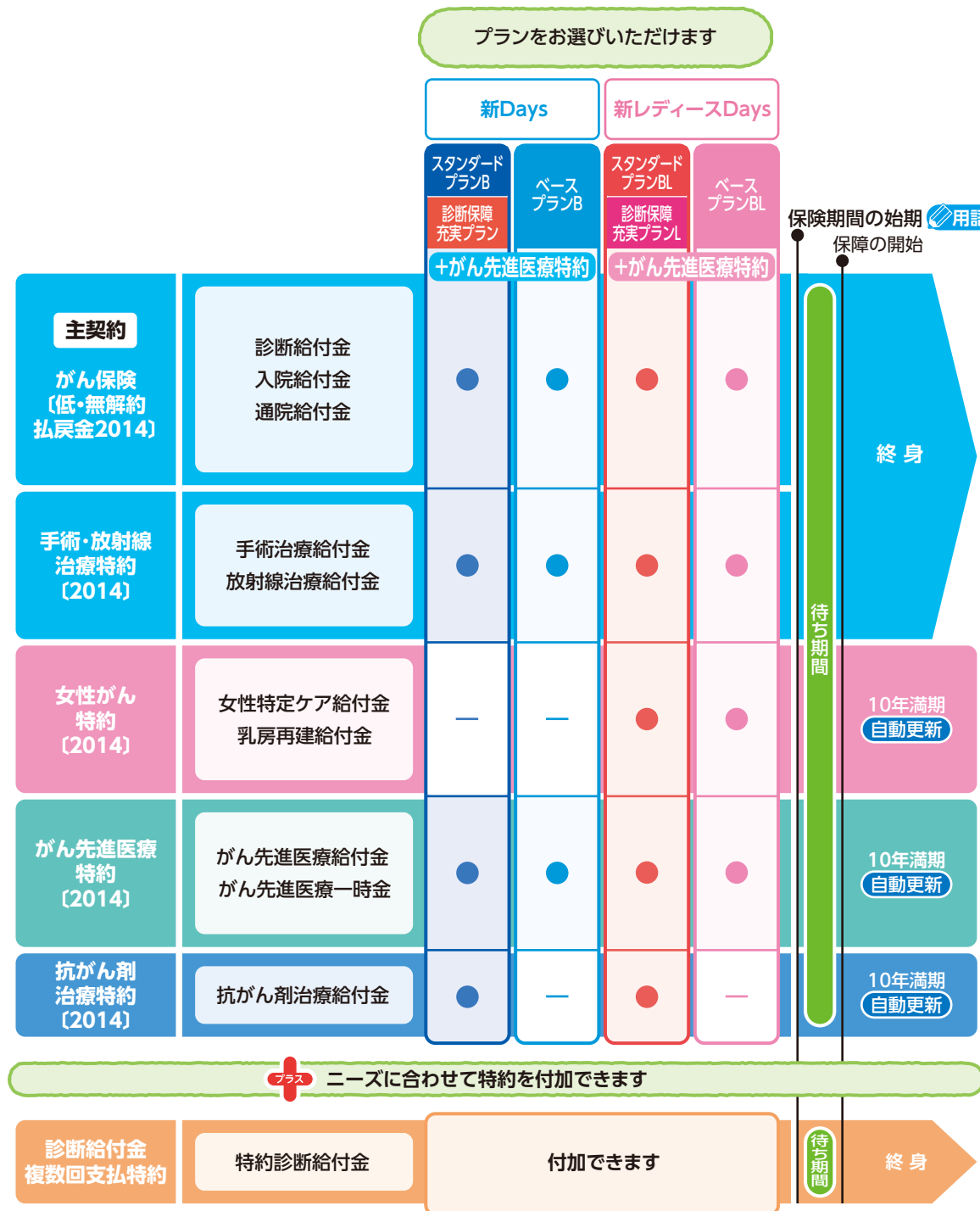
●「三大治療」とは
がん(悪性新生物)の標準治療である手術、放射線治療、抗がん剤治療(ホルモン剤を含む)の3つの療法

▶ 前ページからの続き

「新 生きるためのがん保険Days」(以下「新Days」といいます)「新 生きるためのがん保険レディースDays」(以下「新レディースDays」といいます)しくみ図

「新Days」「新レディースDays」および特約には、保障が始まるまでに所定の「待ち期間」があります。

- ▶▶ 「待ち期間」について、詳しくは「注意喚起情報 P.23」をご確認ください。
- ▶▶ 「自動更新」について、詳しくは「09 特約の更新について P.17」をご確認ください。



用語

●「保険期間の始期」とは
申込み(告知)日またはアフラックが第1回保険料(前納の場合、前納保険料)を受取った日のいずれか遅い日

02 契約内容(保険期間、保険料払込期間など)

新 生きるためのがん保険Days・新 生きるためのがん保険レディースDays

各プランの契約内容は下記のとおりです。解約払戻金の有無や保険料払込期間によって契約年齢が異なります。

▶▶ 保険料払込期間について、詳しくは **05 保険料のお払込方法** [P.12~14] をご確認ください。

販売名称・プラン名称	販売名称	正式名称	保険期間	保険料払込期間	契約年齢	
新 生きるためのがん保険Days スタンダードプランB / ベースプランB / 診断保障充実プラン	解約払戻金あり(1型)	●がん保険(低・無解約払戻金2014) ●手術・放射線治療特約(2014) ●抗がん剤治療特約	終身*	終身*	0歳~満70歳	
				60歳払済*	0歳~満50歳	
				65歳払済*	0歳~満55歳	
				10年払済*	満20歳~満70歳	
	解約払戻金なし(2型)	●がん保険(低・無解約払戻金2014) ●手術・放射線治療特約 ●抗がん剤治療特約	●手術・放射線治療特約(2014) ●抗がん剤治療特約(2014)(スタンダードプランB / 診断保障充実プランのみ)	終身*	終身*	0歳~満85歳
					60歳払済*	0歳~満50歳
					65歳払済*	0歳~満55歳
					10年払済*	満20歳~満85歳
新 生きるためのがん保険レディースDays スタンダードプランBL / ベースプランBL / 診断保障充実プランBL	解約払戻金あり(1型)	●がん保険(低・無解約払戻金2014) ●手術・放射線治療特約 ●抗がん剤治療特約	終身*	終身*	満15歳~満70歳	
				60歳払済*	満15歳~満50歳	
				65歳払済*	満15歳~満55歳	
				10年払済*	満20歳~満70歳	
	解約払戻金なし(2型)	●がん保険(低・無解約払戻金2014) ●手術・放射線治療特約 ●抗がん剤治療特約 ●女性がん特約	●手術・放射線治療特約(2014) ●抗がん剤治療特約(2014)(スタンダードプランBL / 診断保障充実プランのみ) ●女性がん特約(2014)	終身*	終身*	満15歳~満70歳
					60歳払済*	満15歳~満50歳
					65歳払済*	満15歳~満55歳
					10年払済*	満20歳~満70歳

* <抗がん剤治療特約(2014)><女性がん特約(2014)>の保険期間、保険料払込期間は10年です。自動更新により、保障を継続することができます。

▶▶ 特約の自動更新について、詳しくは **09 特約の更新について** [P.17] をご確認ください。

■「指定代理請求特約」(代理人による請求)について

受取人が被保険者(保障の対象となる方)となっている給付金などについては、被保険者自身が給付金などを請求できない特別な事情がある場合、あらかじめ指定された方(指定代理請求人)が被保険者に代わって請求できます。

※保険料のお払込みは不要です。

▶▶ 詳しくは **しおり**「指定代理請求特約」について をご確認ください。

次ページへ続く▶

▶ 前ページからの続き

付加できる特約

各特約は、「新Days」「新レディースDays」の解約払戻金の有無や保険料払込期間によって契約年齢が異なります。

販売名称	正式名称	保険期間	保険料払込期間	新Days保険料払込期間	契約年齢	
新 生きるためのがん保険Days がん先進医療特約	がん先進医療特約(2014)	10年*	10年*	終身	解約払戻金あり(1型)の場合 0歳~満70歳	
					解約払戻金なし(2型)の場合 0歳~満85歳	
					60歳払済	0歳~満50歳
					65歳払済	0歳~満55歳
					10年払済	満20歳~満70歳
					解約払戻金あり(1型)の場合 満20歳~満70歳	
					解約払戻金なし(2型)の場合 満20歳~満85歳	
					10年払済	満20歳~満85歳
新 生きるためのがん保険Days 診断給付金複数回支払特約	診断給付金複数回支払特約	終身	終身	終身	解約払戻金あり(1型)の場合 0歳~満70歳	
					解約払戻金なし(2型)の場合 0歳~満85歳	
					60歳払済	0歳~満50歳
					65歳払済	0歳~満55歳
					10年払済	満20歳~満70歳
					解約払戻金あり(1型)の場合 満20歳~満70歳	
					解約払戻金なし(2型)の場合 満20歳~満85歳	
					10年払済	満20歳~満85歳
新 生きるためのがん保険レディースDays がん先進医療特約	がん先進医療特約(2014)	10年*	10年*	終身	終身	
					60歳払済	満15歳~満50歳
					65歳払済	満15歳~満55歳
					10年払済	満20歳~満70歳
					終身	満15歳~満70歳
					60歳払済	満15歳~満50歳
					65歳払済	満15歳~満55歳
					10年払済	満20歳~満70歳

* <がん先進医療特約(2014)>は、自動更新により、保障を継続することができます。

▶▶ 特約の自動更新について、詳しくは **09 特約の更新について** [P.17] をご確認ください。

補足

- ・特約のみのお申込みはできません。
- ・「新Days」「新レディースDays」の保険料払込期間が10年払済の場合には、特約の中途付加はできません。また、<診断給付金複数回支払特約>の中途付加はできません。「新Days」「新レディースDays」と同時に申込みください。

03 給付金などのお支払い

▶▶ 参照 **しおり** 「新 生きるためのがん 保険Days」について

具体的な支払額については「パンフレット」「設計書」をご確認ください。

下記「支払事由の詳細／制限の例」以外の「詳細／制限」については「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

主契約・特約名称	給付金など	支払事由	支払対象		支払額	支払限度	支払事由の詳細／制限の例	
			がん	上皮内新生物				
主契約 がん保険 (低・無解約 払戻金 2014)	診断給付金	初めて「がん」「上皮内新生物」と診断確定されたとき	○	○	<ul style="list-style-type: none"> がんの場合:診断給付金額 上皮内新生物の場合:診断給付金額の10% 	がん・上皮内新生物それぞれ保険期間を通じ1回限り	—	
	入院給付金	「がん」「上皮内新生物」の治療を目的として、入院したとき	○	○	1日につき入院給付金日額	支払日数は無制限	支払対象 厚生労働大臣の定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届出が行われた緩和ケア病棟でのがん治療を目的とした入院も支払います。	支払対象外 治療処置を伴わない検査、美容上の処置などのための入院
	通院給付金	治療を目的としてつぎの①②いずれかの通院をしたとき(往診を含む) ①三大治療のための通院 「がん」「上皮内新生物」の治療を目的として ・手術 ・放射線治療(電磁波温熱療法を含む) ・抗がん剤治療(経口投与によるものを除く)のために通院したとき ②退院後の通院 「がん」「上皮内新生物」の入院給付金が支払われる入院の退院後、通院したとき	○	○	1日につき通院給付金日額	①三大治療のための通院 支払日数は無制限 ②退院後の通院 ・1回の通院給付金の支払対象期間*中の支払日数は無制限 ・通算の支払日数は無制限 *支払対象期間:退院日の翌日から365日以内	通院給付金 共通 支払対象外 薬の受取りのみの通院	・入院給付金が支払われる日については、 通院給付金は支払われません。 ・同一の日に2回以上通院した場合は、 1回分のみ支払います。 ・①②の両方の支払事由に該当した場合、重複支払いはありません。
							①三大治療のための通院 手術 支払対象 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に「手術料の算定対象」として列挙されている手術のための通院	・公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に「放射線治療料の算定対象」として列挙されている放射線治療のための通院(電磁波温熱療法を含む) ・体外照射・組織内照射・腔内照射による放射線治療のための通院
							放射線治療 支払対象外 血液照射	抗がん剤治療 支払対象 厚生労働大臣の承認を受けた抗がん剤による治療(ホルモン療法を含む)、治験薬剤による抗がん剤治療のための通院
							抗がん剤治療 支払対象外 経口投与による抗がん剤治療のための通院	共通 支払対象 <ul style="list-style-type: none"> 退院後365日(支払対象期間)を経過した後の、三大治療のための通院 治療を受けた時点で厚生労働大臣が指定する先進医療による治療を目的として通院する場合で、「①三大治療のための通院」に該当したとき ▶▶先進医療について、詳しくは「パンフレット」をご確認ください。
							共通 支払対象	②退院後の通院 支払対象外 支払対象期間(退院日の翌日から365日以内)を超えて通院した場合
							共通 支払対象	共通 支払対象
							共通 支払対象	共通 支払対象
							共通 支払対象	共通 支払対象
共通 支払対象	共通 支払対象							
手術・放射線治療特約(2014)	手術治療給付金	「がん」「上皮内新生物」の治療を目的として、所定の手術を受けたとき	○	○	1回につき特約給付金額	<ul style="list-style-type: none"> 一連の手術 用語 については14日間に1回 支払回数は無制限 	2種類以上の手術 を同時に受けた場合は、 いずれか1種類のみ支払います。	支払対象 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に「手術料の算定対象」として列挙されている手術
	放射線治療給付金	「がん」「上皮内新生物」の治療を目的として、所定の放射線治療(電磁波温熱療法を含む)を受けたとき	○	○	1回につき特約給付金額	<ul style="list-style-type: none"> 60日間に1回 支払回数は無制限 	支払対象外 <ul style="list-style-type: none"> 診断・検査(生検・腹腔鏡検査など)のための手術など 先進医療に該当する場合 	
							支払対象 <ul style="list-style-type: none"> 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に「放射線治療料の算定対象」として列挙されている放射線治療(電磁波温熱療法を含む) 体外照射・組織内照射・腔内照射による放射線治療 	
							支払対象外 <ul style="list-style-type: none"> 血液照射 放射線薬剤の内服、坐薬、点滴注射などによる投与 放射線治療または電磁波温熱療法を複数回受けた場合で、それぞれにつき「放射線治療給付金が支払われることとなった診療行為」を受けた日から、その日を含めて「60日以内に受けた診療行為」 先進医療に該当する場合 	
女性がん特約(2014)	女性特定ケア給付金	「がん」の治療を目的として、乳房観血切除術(乳腺腫瘍摘出術を含む)、子宮全摘出術、卵巣全摘出術を受けたとき	○	—	1回につき20万円	更新後の保険期間を含め、 <ul style="list-style-type: none"> 乳房観血切除術:1乳房につき1回 子宮全摘出術:1回 卵巣全摘出術:1卵巣につき1回 	<ul style="list-style-type: none"> 両側の乳房観血切除術を同時に受けた場合、給付金の重複支払いはありません。 両側の卵巣全摘出術を同時に受けた場合、給付金の重複支払いはありません。 乳房観血切除術、子宮全摘出術、卵巣全摘出術のうち2種類以上の手術を同時に受けた場合は、いずれか1種類の手術についてのみ給付金を支払います。 	
	乳房再建給付金	女性特定ケア給付金が支払われる乳房観血切除術を受けた後に乳房再建術を受けたとき	○	—	1回につき乳房再建給付金額	更新後の保険期間を含め、1乳房につき1回	<ul style="list-style-type: none"> 診断および検査のための手術 両側の乳房観血切除術を同時に受けた後の、片側または両側の乳房への再度の乳房観血切除術 	
乳房再建給付金	乳房再建給付金	乳房再建給付金	○	—	1回につき乳房再建給付金額	更新後の保険期間を含め、1乳房につき1回	両側の乳房再建術 を同時に受けた場合、給付金の重複支払いはありません。	
							支払対象外 両側の乳房再建術を同時に受けた後の、片側または両側の乳房への 再度の乳房再建術	

用語

- 「一連の手術」とは
つぎの①②の**両方に該当する手術**のこと
- ① 同一の手術を複数回受けた場合
- ② ①の手術が医科診療報酬点数表において一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている場合
例:肝悪性腫瘍ラジオ波焼灼療法など(2015年3月現在)

▶ 前ページからの続き

具体的な支払額については「パンフレット」「設計書」をご確認ください。

下記「支払事由の詳細／制限の例」以外の「詳細／制限」については「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

特約名称	給付金など	支払事由	支払対象		支払額	支払限度	支払事由の詳細／制限の例	
			がん	上皮内新生物				
がん先進医療特約 [2014]	がん先進医療給付金	「がん」の診断や治療を目的として、所定の 先進医療 補足 を受けたとき	○	—	1回につき 先進医療にかかる技術料のうち自己負担額と同額	更新後の保険期間を含め、 通算2,000万円まで	支払対象外	医療技術を受けた時点で先進医療に該当していない場合
	がん先進医療一時金		○	—	1回につき 15万円	1年間に1回	支払対象	がん先進医療給付金が支払われる先進医療を受けたとき
抗がん剤治療特約 [2014]	抗がん剤治療給付金	「がん」の治療を目的として、所定の抗がん剤治療を受けたとき	○	—	治療を受けた月ごとに特約給付金額× 給付倍率* *・ホルモン剤(乳がん・前立腺がんの場合):1倍 ・上記以外:2倍	<ul style="list-style-type: none"> 治療を受けた月ごとに1回 更新後の保険期間を含め、通算して特約給付金の給付倍率の120倍まで 	支払対象	<p>支払事由に該当する月に投薬を2種類以上受けた場合は、支払額の最も高いいずれか1種類の投薬についてのみ支払います。</p> <p>厚生労働大臣の承認を受けた抗がん剤による治療(ホルモン療法・経口投与を含む) ※支払対象となる抗がん剤治療(ホルモン療法)は、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。</p>
							支払対象外	<ul style="list-style-type: none"> 治験薬剤による抗がん剤治療 先進医療に該当する場合
診断給付金複数回支払特約	特約診断給付金	<p>「がん」の場合</p> <p>初回 初めて「がん」と診断確定されてから2年以上経過後に、つぎの①および②に該当する場合</p> <p>①「がん」と診断確定されていること</p> <p>②「がん」の治療を目的として入院をしていること</p> <p>2回目以降 前回の「がん」による特約診断給付金の支払いから2年以上経過後に上記の①および②に該当する場合</p> <p>「上皮内新生物」の場合</p> <p>初回 初めて「上皮内新生物」と診断確定されてから2年以上経過後に、つぎの①および②に該当する場合</p> <p>①「上皮内新生物」と診断確定されていること</p> <p>②「上皮内新生物」の治療を目的として入院をしていること</p> <p>2回目以降 前回の「上皮内新生物」による特約診断給付金の支払いから2年以上経過後に上記の①および②に該当する場合</p>	○	○	<ul style="list-style-type: none"> がんの場合:特約診断給付金額 上皮内新生物の場合:特約診断給付金額の10% 	<ul style="list-style-type: none"> がん、上皮内新生物それぞれ2年に1回 支払回数は無制限 	支払対象	<p>初めてがんと診断確定されてから2年経過後にがんが存在し、がん治療のための入院をした場合</p> <p>(例)</p> <p>(診断給付金をお支払い)</p> <p>がんの存在が確認されていること</p>
			支払対象	<p>初めてがんと診断確定されてから2年経過する前に、がん治療のための入院を開始し、2年経過後もがんが存在し、継続入院している場合</p> <p>(例)</p> <p>(診断給付金をお支払い)</p> <p>がんの存在が確認されていること</p>				
			支払対象外	がんと診断確定されてから2年経過後にがんが存在し、がん治療のための通院をした場合(入院を伴わないケース)				

補足

「先進医療」とは

公的医療保険制度の給付対象となっていない先進的な医療技術のうち、厚生労働大臣が認める医療技術のことで、医療技術ごとに適応症(対象となる疾患・症状など)および実施する医療機関(所定の基準を満たして届出をしているか、厚生労働大臣が個別に認めた医療機関)が限定されています。

厚生労働大臣が認める医療技術・適応症・実施する医療機関は、随時見直されます。

※公的医療保険制度の給付について

「先進医療」を受けた場合、一般の保険診療と共通する部分の費用(診察・検査・投薬・入院料など)は、公的医療保険制度の給付対象となりますが、「先進医療」の技術にかかる費用は公的医療保険制度の給付対象とならず、全額自己負担となります。

▶ 次ページへ続く

▶ 前ページからの続き

特約の消滅

下記の場合、特約は消滅します。

女性がん特約 【2014】	<ul style="list-style-type: none"> 給付金のすべての支払限度に達したとき 支払対象となる乳房・子宮・卵巣のすべてを喪失し、かつ支払事由に該当する可能性がなくなったとき(この場合、アフラックに通知してください)
がん先進医療特約 【2014】	支払限度に達したとき
抗がん剤治療特約 【2014】	支払限度に達したとき

04 契約者配当金・解約払戻金・死亡返還金

- 被保険者が死亡した場合で、死亡返還金がある場合は死亡返還金を契約者にお支払いします。
- 解約払戻金・死亡返還金のお支払いには、契約者からのご請求が必要となります。
- 被保険者が死亡した場合、ご契約は消滅します。
- 契約者に対する貸付制度はありません。

契約者配当金

「新Days」「新レディースDays」および特約には、**契約者配当金がありません。**

解約払戻金

「新Days」「新レディースDays」の解約払戻金のお支払いについては、下記のとおりです。特約には**解約払戻金がありません。**

▶▶ 解約払戻金について、詳しくは **しおり 払戻金について** をご確認ください。

解約払戻金あり (1型) の場合	<ul style="list-style-type: none"> 解約払戻金は低く設定しており、解約払戻金の割合は低く設定しない場合の70%(低解約払戻金割合)となります(既払込保険料に対する割合ではありません)。 契約年齢・性別・経過年数などによって、アフラック所定の解約払戻金をお支払いします。 契約後短期間で解約した場合、解約払戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。また、解約払戻金は経過年数によって増加しますが、一定期間経過後は減少していきます。
解約払戻金なし (2型) の場合	<p><終身払の場合></p> <ul style="list-style-type: none"> 解約払戻金はありません。 <p><60歳払済、65歳払済、10年払済の場合></p> <ul style="list-style-type: none"> 保険料払込期間中は、解約払戻金はありません。 保険料払込期間満了後は、入院給付金日額の10倍と同額の解約払戻金があります。

死亡返還金

「新Days」「新レディースDays」のご契約のタイプによっては、被保険者が死亡した場合、死亡返還金として下記の金額をお支払いします。

▶▶ 死亡返還金について、詳しくは **しおり 払戻金について** をご確認ください。

解約払戻金あり (1型) の場合	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者が死亡した場合、経過年数に応じた死亡返還金をお支払いします。なお、死亡返還金は入院給付金日額の10倍を下回らないものとします。
解約払戻金なし (2型) の場合	<p><終身払の場合></p> <ul style="list-style-type: none"> 死亡返還金はありません。 <p><60歳払済、65歳払済、10年払済の場合></p> <ul style="list-style-type: none"> 保険料払込期間中は、死亡返還金はありません。 保険料払込期間満了後は、入院給付金日額の10倍と同額の死亡返還金があります。

※ 保険期間の始期(ご契約の復活が行われた場合は最後の復活の際の責任開始期)から3年以内に被保険者が自殺した場合など、死亡返還金をお支払いできない場合があります。

▶▶ 詳しくは「**ご契約のしおり・約款**」をご確認ください。

次ページへ続く▶

▶ 前ページからの続き

補足

半年払・年払では、保険料払込期間中に解約・被保険者の死亡などにより保険料のお払込みが不要となった場合には、解約払戻金・死亡返還金とは別に、未経過保険料や半年払保険料・年払保険料のうち、月単位の未経過期間に対応する保険料相当額をお支払いします。

保険料

05 保険料のお払込方法

- 保険料は被保険者の契約日における満年齢によって決まります。
- 具体的な保険料についてはパンフレット「**保険料表**」、「**設計書**」などをご確認ください。
- ▶▶ 保険料払込期間について、詳しくは **02 契約内容(保険期間、保険料払込期間など)** P.05~06 をご確認ください。
- ▶▶ 特約の更新について、詳しくは **09 特約の更新について** P.17 をご確認ください。

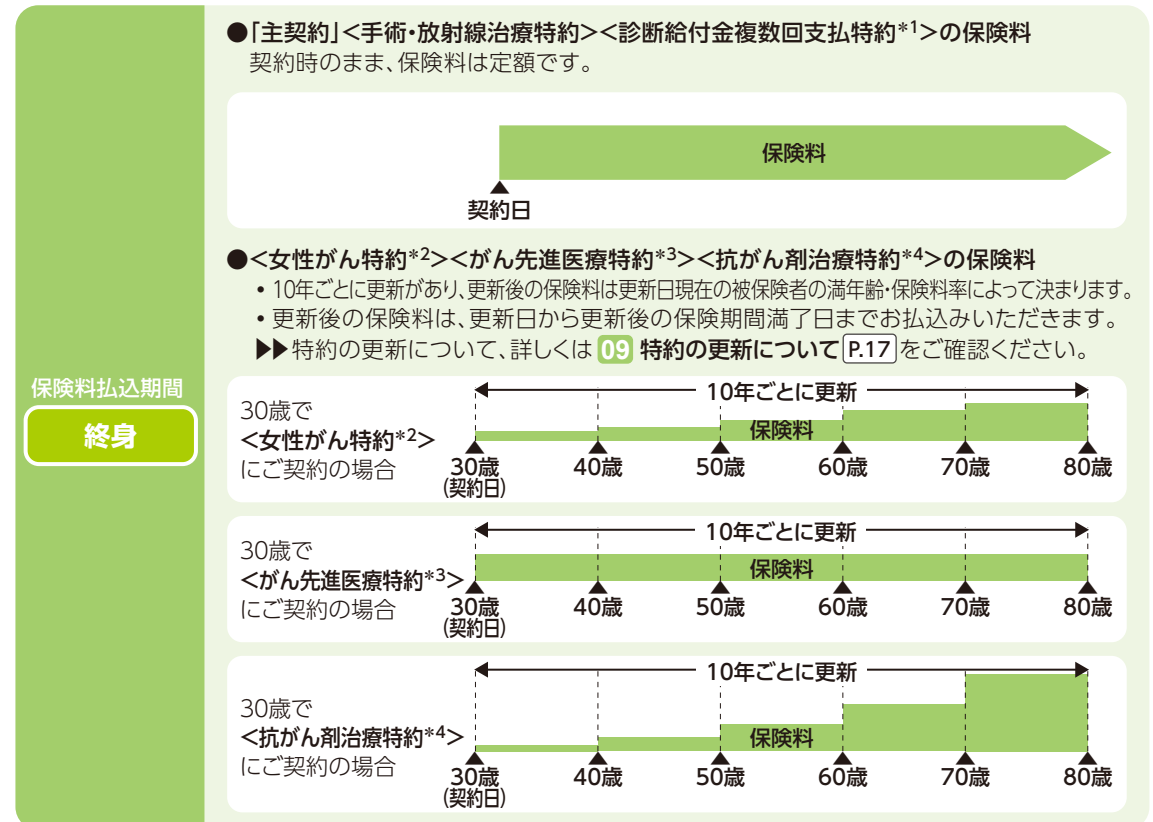
お払込方法

保険料のお払込方法には、「**月払**」「**半年払**」「**年払**」があります。

また、保険料払込期間が10年払済の場合、保険料払込期間満了までの年払保険料をまとめてお払込みいただく方法があります。詳しくは**前納(10年間)** P.14 をご確認ください。

保険料払込期間とお払込みのイメージ

「新Days」「新レディースDays」の保険料払込期間には、「**終身**」「**60歳払済・65歳払済**」「**10年払済**」があります。



*1 <診断給付金複数回支払特約>を付加した場合。

*2 「新レディースDays」にご契約の場合。

*3 <がん先進医療特約>を付加した場合。

*4 「スタンダードプランB」「診断保障充実プラン」「スタンダードプランBL」「診断保障充実プラン」にご契約の場合。

次ページへ続く▶

▶ 前ページからの続き

●「主契約」＜手術・放射線治療特約＞＜診断給付金複数回支払特約*1＞の保険料
 満60歳または満65歳の誕生日後に迎える最初の年単位の契約応当日 **用語** から保険料の負担がなくなります。



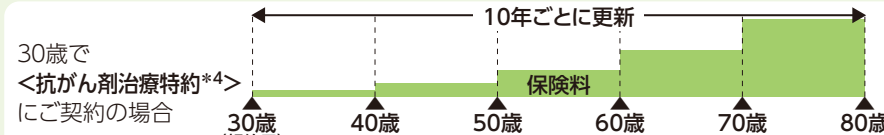
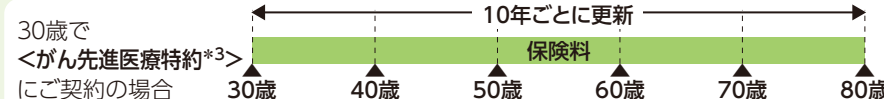
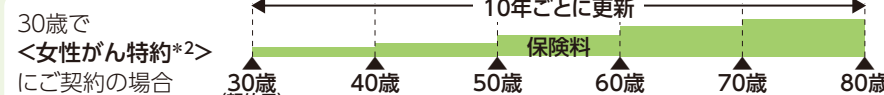
●＜女性がん特約*2＞＜がん先進医療特約*3＞＜抗がん剤治療特約*4＞の保険料
 満60歳または満65歳の誕生日後に迎える年単位の契約応当日以降も保険料をお払いただけます。
 ・10年ごとに更新があり、更新後の保険料は更新日現在の被保険者の満年齢・保険料率によって決まります。
 ・更新後の保険料は、更新日から更新後の保険期間満了日までお払いただけます。
 ・主契約の保険料払込期間満了後は、特約保険料のみをお払いただけます。

▶▶「主契約」の保険料払込期間満了後の特約保険料のお払込みについて、詳しくは **09 特約の更新について** (P.17) をご確認ください。

保険料払込期間

60歳払済

65歳払済



●「主契約」＜手術・放射線治療特約＞＜診断給付金複数回支払特約*1＞の保険料
 契約日から10年後の年単位の契約応当日 **用語** から保険料の負担がなくなります。

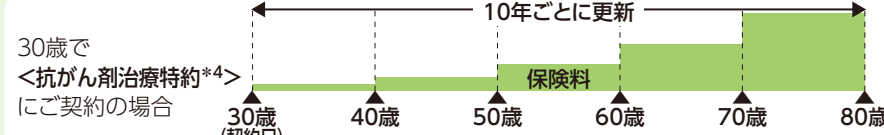
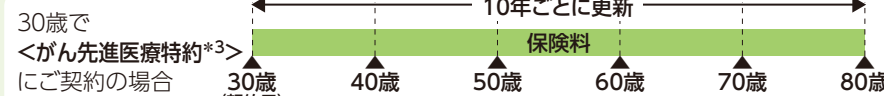
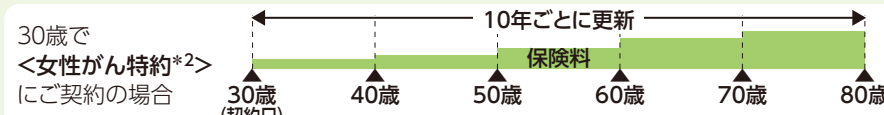


●＜女性がん特約*2＞＜がん先進医療特約*3＞＜抗がん剤治療特約*4＞の保険料
 契約日から10年後の年単位の契約応当日以降も保険料をお払いただけます。
 ・10年ごとに更新があり、更新後の保険料は更新日現在の被保険者の満年齢・保険料率によって決まります。
 ・更新後の保険料は、更新日から更新後の保険期間満了日までお払いただけます。
 ・主契約の保険料払込期間満了後は、特約保険料のみをお払いただけます。

▶▶「主契約」の保険料払込期間満了後の特約保険料のお払込みについて、詳しくは **09 特約の更新について** (P.17) をご確認ください。

保険料払込期間

10年払済



➕ 補足

＜手術・放射線治療特約＞＜診断給付金複数回支払特約＞は主契約の保険料払込期間が60歳払済・65歳払済・10年払済の場合、特約の保険料払込期間も60歳払済・65歳払済・10年払済となります。

▶ 次ページへ続く

用語

●「年単位の契約応当日」とは
 ご契約後の保険期間中に迎える、保険契約日と同じ月日

▶ 前ページからの続き

●保険料払込期間が10年払済の場合、保険料払込期間満了までの年払保険料を一括でお払いただけます。

払込方法

前納
 (10年間)

●「主契約」＜手術・放射線治療特約＞＜診断給付金複数回支払特約*1＞の保険料
 保険料払込期間が10年払済の保険料払込期間満了日までの保険料を、ご契約時にまとめてお払いただけます。

●＜女性がん特約*2＞＜がん先進医療特約*3＞＜抗がん剤治療特約*4＞の保険料
 保険料払込期間満了日までの保険料を、ご契約時にまとめてお払いただけます。
 特約を継続される場合は、11年目以降に上記更新型の特約保険料のみお払込みが必要となります。

*1 <診断給付金複数回支払特約>を付加した場合。
 *2 「新レディースDays」にご契約の場合。 *3 <がん先進医療特約>を付加した場合。
 *4 「スタンダードプランB」「診断保障充実プラン」「スタンダードプランBL」「診断保障充実プランL」にご契約の場合。

➕ 補足

- ・ご契約時にまとめてお払込みいただいた保険料(前納保険料)は、毎年の年単位の契約応当日に必要な金額をその年の保険料として充当します。
- ・前納では、保険料払込期間中に解約・被保険者の死亡などにより保険料のお払込みが不要となった場合には、保険料として充当しない金額(未経過保険料)をお返します。また、月単位の未経過期間に対応する保険料相当額もあわせてお支払いします。
- ・前納の場合、保険料払込期間が満了するまで給付金などの減額などは制限されます。
- ・前納は、貯蓄型のプランではありません。したがって満期保険金ではなく、解約された場合もお返りする解約払戻金や未経過保険料などは、前納保険料を下回りますのでご注意ください。

06 保険料お払込みの流れ

▶▶ 参照 **しおり** 保険料のお払込について

お申込みから保険料お払込みの流れは、お払込方法により異なります。なお、保障の開始までには「待ち期間(保障されない期間)」があります。

▶▶ 待ち期間について、詳しくは **注意喚起情報 P.23** をご確認ください。

※下記に記載以外の例についてはお問い合わせください。

終身払・払済の場合

1 第1回目の保険料から口座振替の場合

★契約日：告知日またはアフラックが第1回保険料を受取った日のいずれか遅い日



※アフラックの申込書受付が前月16日から当月15日までの場合、第1回保険料振替日は翌月になります。

2 第1回目の保険料はお払込み、以後の保険料は口座振替の場合

★契約日：告知日またはアフラックが第1回保険料を受取った日のいずれか遅い日の翌月1日



➕ 補足

保険料振替日は、月払が毎月27日、半年払・年払が半年・年ごとの27日となります。
 ※27日が金融機関休業日の場合は、翌営業日となります。

▶ 次ページへ続く

08 お引受けの条件

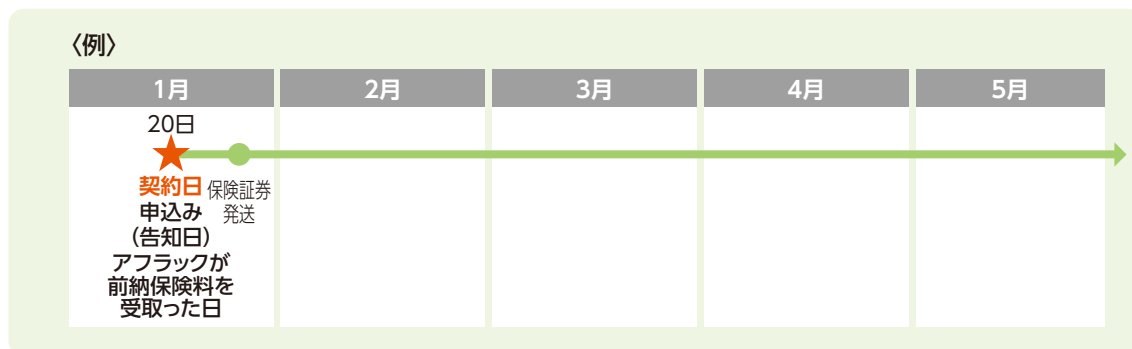
- 契約者と被保険者との続柄は、**本人・配偶者または2親等内の親族**となります。
- 被保険者の**健康状態**などによってはお申込みをお引受けできない場合があります。
- 現在入院中の方、入院・手術を**すすめられている方**はお申込みいただけません。

また、下記の限度を定めています。詳しくはお問い合わせください。

主契約・特約名称	契約の限度	通算の限度
主契約 がん保険 (低・無解約払戻金 2014)	<ul style="list-style-type: none"> ● 診断給付金額(がんの場合の給付金額) スタンダードプランB/BL ベースプランB/BLの場合 入院給付金日額の100倍(固定) ● 診断保障充実プラン 診断保障充実プランLの場合 入院給付金日額の200倍(固定) ● 入院給付金日額 スタンダードプランB/BL ベースプランB/BLの場合 1契約につき、30,000円まで(5,000円、10,000円、 20,000円、30,000円) ● 診断保障充実プラン 診断保障充実プランLの場合 1契約につき、20,000円まで(5,000円、10,000円、 20,000円) ● 通院給付金日額 入院給付金日額と同額(固定) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 入院給付金と通院給付金 被保険者1人につき、現在契約中のアフラック のすべての「がん保険」などの入院給付金日額・ 通院給付金日額をそれぞれ通算して60,000円 まで ※契約日の年齢が満65歳以上の方は45,000円 まで ※診断保障充実プラン・診断保障充実プランL の入院給付金日額は通算して20,000円まで
手術・放射線治療特約 [2014]	<ul style="list-style-type: none"> ● 特約給付金額 入院給付金日額の20倍(固定) ● 1契約につき、1特約のみ 	● なし
女性がん特約 [2014]	● 1契約につき、1特約のみ	● 被保険者1人につき、アフラックの「がん保険」の <特約コサージュ><女性がん特約>を通算して 1特約のみ
がん先進医療特約 [2014]	● 1契約につき、1特約のみ	● 被保険者1人につき、通算して1特約のみ ※アフラックの「がん保険」「医療保険」に付加す る先進医療の特約のいずれかをご契約の場合 には、新たな先進医療の特約をご契約いた だけません(「アフラックのがん保険」(フォル テ)などに付加される「がん高度先進医療特 約」は通算の対象ではありません)。
抗がん剤治療特約 [2014]	<ul style="list-style-type: none"> ● 特約給付金額(乳がん・前立腺がんのホルモン 療法の場合の給付金額) 入院給付金日額の5倍 ※入院給付金日額20,000円以上でご契約 の場合、特約給付金額は一律5万円 ● 1契約につき、1特約のみ 	● 被保険者1人につき、アフラックの「がん保険」の <抗がん剤治療特約>の特約給付金額を通算し て10万円まで
診断給付金 複数回支払特約	<ul style="list-style-type: none"> ● 特約診断給付金額 主契約の診断給付金額または100万円の いずれか小さい額 ● 1契約につき、1特約のみ 	● なし

前納(10年間)の場合

- 前納保険料は、アフラック指定の口座にお払込みいただきます。
- ★ **契約日**：告知日またはアフラックが前納保険料を受取った日の**いずれか遅い日**
 (この日の満年齢で保険料が決まります)



07 保険料に関する留意事項

保険料の前納

所定の期間の保険料をまとめてお払込みいただく前納制度があります。
 ▶▶ 詳しくは [しおり](#) **保険料の前納** をご確認ください。

09 特約の更新について

memo

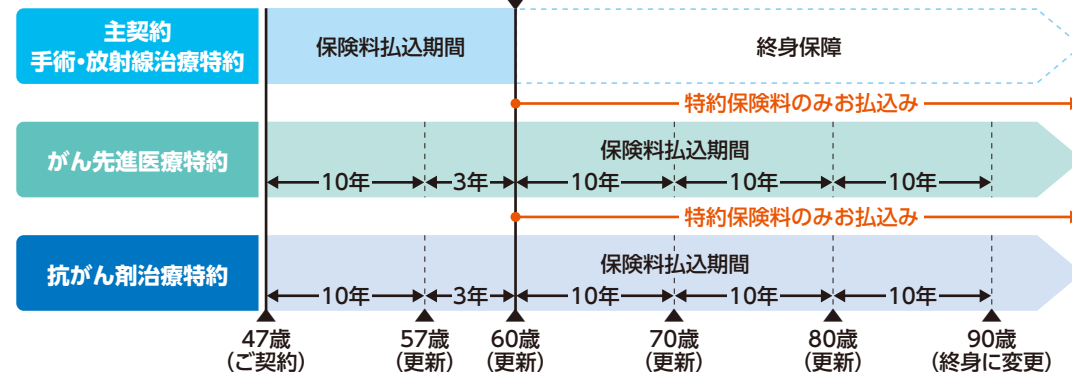
下記の特約は、健康状態にかかわらず、自動的に更新(自動更新)されます。**更新しない場合は、特約保険期間満了日の2カ月前までにご連絡ください。**なお、更新後の特約には、更新日現在の特約条項が適用されます。また、下記の特約を更新した場合、給付金のお支払限度は、更新前の特約で支払われた給付金額や回数を通算して判定します。

▶詳しくは [しおり](#) 特約の更新について をご確認ください。

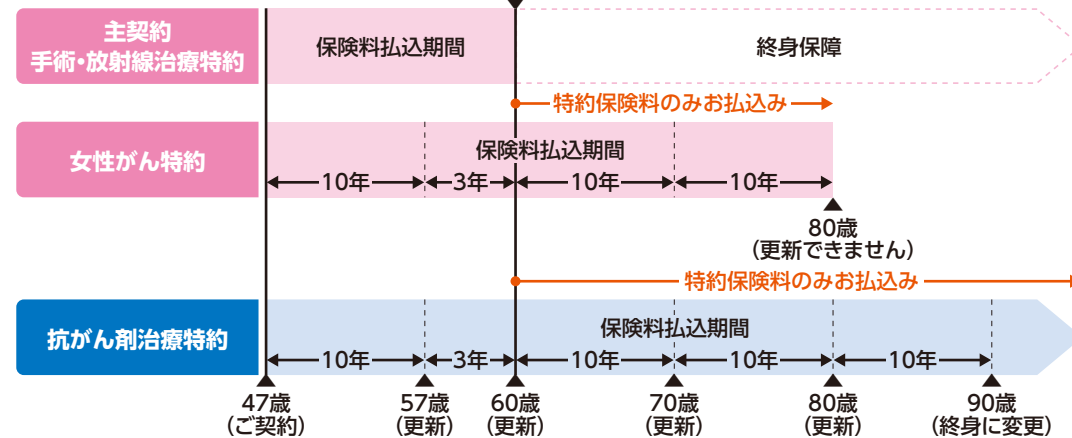
特約名称	更新時の年齢	更新後の保険期間	備考
女性がん特約	満70歳以下	10年*	満80歳以上の場合、更新できません。
	満71歳～満79歳	80歳満期	
がん先進医療特約	満80歳以下	10年*	満81歳～満95歳での更新時に限り、申し出により保険期間を終身に變更して更新できます。
抗がん剤治療特約			

* 主契約の保険料払込期間が60歳/65歳払済の場合で、更新後の特約の保険期間満了日が主契約の保険料払込期間満了日を超えると、**特約の保険期間は主契約の保険料払込期間満了日まで**となります。主契約の**保険料払込期間満了後は、特約保険料のみをお支払いいただき継続できます。**特約の保険期間は10年で自動更新されます。その場合、特約保険料のお払込みは年払となります。月払・半年払でご契約の場合、お払込方法は年払へ変更になります。ただし、アフラックの定める範囲で、年払以外のお払込方法もお取り扱いいたします。

＜例＞「新Days スタンダードプランB」の60歳払済と＜がん先進医療特約＞を47歳でご契約の場合
主契約、手術・放射線治療特約の保険料払込期間満了



＜例＞「新レディースDays スタンダードプランBL」の60歳払済を47歳(女性)でご契約の場合
主契約、手術・放射線治療特約の保険料払込期間満了



● 照会・相談・苦情について ●

生命保険のお手続きやご契約に関する照会・相談・苦情については、アフラックコールセンターまでご連絡ください。なお、この商品に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。

▶詳しくは [注意喚起情報 P.27](#) をご確認ください。

注意喚起情報

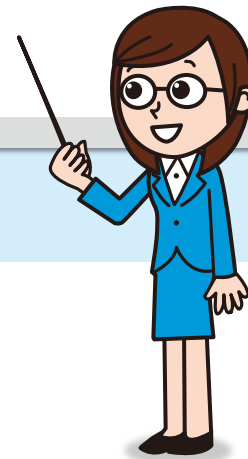
1

この「注意喚起情報」には、ご契約のお申込みに際して**特にご注意いただきたい事項**や**不利益となる事項**を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。

- 02 正しく告知していただかないと、ご契約を解除することがあります。…………… 21
- 05 給付金などをお支払いできないことがあります。…………… 24
- 08 解約払戻金の有無は保険種類などによって異なります。…………… 26 など

2

ご契約に際しては「**契約概要**」のほか、ご契約に関するとりきめを詳しく記載している「**ご契約のしおり・約款**」を必ずお読みください。



もくじ

ご契約に際して

- 01 反社会的勢力に該当する場合…………… 20
- 02 告知義務…………… 21
- 03 クーリング・オフ制度…………… 22
- 04 保障の開始…………… 23

給付金・保険金、保険料など

- 05 お支払いできない場合…………… 24
- 06 給付金などのご請求…………… 24
- 07 ご契約の失効・復活…………… 25

ご契約の解約・乗換え・見直し

- 08 解約と解約払戻金…………… 26
- 09 新たな保険契約への乗換えやご契約の見直し…………… 26

その他留意事項

- 10 保険会社の業務または財産の状況が変化した場合…………… 27
- 11 照会・相談・苦情の窓口…………… 27
- 12 その他ご確認いただきたい事項…………… 28

ご契約に際して

01

反社会的勢力に該当する場合



反社会的勢力に該当する場合、保険契約のお申込みはできません。

- 契約者、被保険者または保険金などの受取人が、反社会的勢力*1に該当する場合または反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係*2を有している場合には、保険契約のお申込みはできません。
- 保険契約締結後に反社会的勢力*1に該当することまたは反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係*2を有していることが判明した場合には、約款にもとづき保険契約が解除されます。

*1 暴力団、暴力団員(脱退後5年を経過しない者を含む)、暴力団準構成員または暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

*2 反社会的勢力に対する資金などの提供もしくは便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うことなどをいいます。また、契約者もしくは保険金などの受取人が法人の場合は、反社会的勢力による企業経営の支配もしくは経営への実質的な関与があることもいいます。

02

告知義務

▶▶参照 **しおり** お申込にあたって



正しく告知していただかないと、ご契約を解除することがあります。

- 被保険者(保障の対象となる方)には、健康状態について、もれなく正しい内容を告知していただく義務があります(これを「告知義務」といいます)。
- ご契約に際しては、被保険者の健康状態について「告知書」上でアフラックがおたずねすることからについて、**被保険者自身がありのままを記入(告知)してください。**
- 生命保険募集人・募集代理店には告知受領権がありませんので、**口頭でお話しされても告知したことにはなりません。**

補足

- 告知の内容が不十分であった場合には、**再度告知をお願いすることがあります。**
- アフラックの社員またはアフラックで委託した担当者が、「ご契約のお申込み後」または「給付金などのご請求」の際に、**お申込みの内容やご請求の内容などについて確認する場合があります。**

既往症や通院歴などがある場合

アフラックでは、お客さまの健康状態などに応じたお引受けを行っています。



「告知義務違反」がある場合、ご契約を解除することがあります。



「告知義務違反」として保険契約を解除することがあるケース

- 故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合で、保険期間の始期から2年以内のとき**
- 保険期間の始期から2年を経過していても、給付金などの支払事由が2年以内に生じていた場合**

上記の場合、給付金などの支払事由が生じていても、原則としてお支払いできません。なお、**解除** **用語** の際に払戻金があれば契約者にお支払いします。

上記以外にも、告知義務違反の内容が特に重大な場合には、「告知義務違反」による解除に関する所定の期間(2年以内)に関係なく、詐欺行為による取消しなどにより、給付金などをお支払いできない場合があります。この場合、すでに払込まれた保険料は返金しません。

用語

- 「解除」とは
保険期間の途中でご契約を消滅させること

03

クーリング・オフ制度

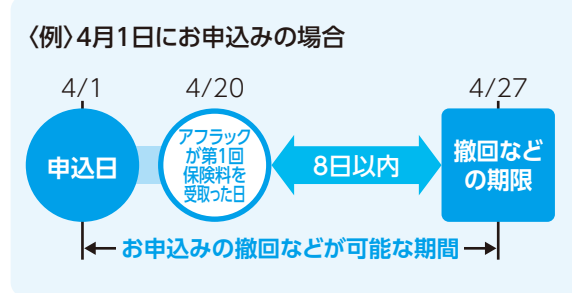
▶▶参照 **しおり** お申込にあたって



所定の期間内であれば、お申込みの撤回または解除ができます。

契約者(契約を申込みされる方)は、「**申込日**」または「**第1回保険料(第1回保険料相当額を含みます)をアフラックが受取った日**」の**いずれか遅い日からその日を含めて8日以内**であれば、申込まれたご契約の**撤回** **用語** または解除(以下「お申込みの撤回など」といいます)ができます。この場合、払込まれた保険料は返金します。

(クーリング・オフ制度)



【お申込みの撤回などの方法】

必ず郵便により上記の期間内(8日以内の消印有効)にアフラック宛てに文書を送付してください。

〈記入項目〉

- | | |
|--------------------|------------------------|
| ① 記入日 | ⑤ 契約者の住所・電話番号 |
| ② 撤回の理由および撤回をしたい意思 | ⑥ 被保険者名 |
| ③ 契約者の自署・フリガナ | ⑦ 保険種類(特約中途付加の場合は特約種類) |
| ④ 契約者の生年月日 | ⑧ 証券番号(不明の場合は未記入でも可) |

※契約者が未成年の場合は、上記に加え、親権者の署名が必要になります。

〈郵送先〉

〒182-8008 日本郵便株式会社 調布郵便局 私書箱第50号
アフラック 契約部 撤回担当行



つぎの場合には、お申込みの撤回などができません。



- **債務履行の担保のための保険契約である場合**
- **すでに契約したご契約の内容を変更する場合**

用語

- 「撤回」とは
ご契約のお申込み後に、申込者をご契約のお申込みを取下げること

04

保障の開始

▶▶参照 **しおり** お申込にあたって

申込日が保障の開始ではありません。

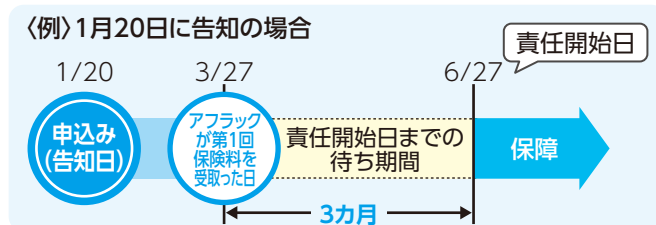
ご契約上の保障を開始する日を「責任開始日」といいます。

「新Days」「新レディースDays」および特約には、「責任開始日」までの待ち期間があります。

アフラックがご契約をお引受けした場合の「責任開始日」は、つぎのとおりです。

個別取扱の場合

「告知日」または「アフラックが第1回保険料を受取った日」のいずれか遅い日(保険期間の始期の属する日)からその日を含めて**3カ月を経過した日の翌日**を「責任開始日」とし、その日から保障を開始します。



+補足

担当者(生命保険募集人)には、保険契約の締結の代理権はありません。保険契約はお客さまからのお申込みに対してアフラックが承諾したときに有効に成立します(担当者は、お客さまとアフラックの保険契約締結の媒介を行います)。

給付金・保険金、保険料など

05

お支払いできない場合

▶▶参照 **しおり** お支払いできない場合について

給付金などをお支払いできないことがあります。

- 責任開始日より前に「がん(悪性新生物)」「上皮内新生物」と診断確定された場合
※「がん(悪性新生物)」と診断確定された場合には、ご契約は無効(復活の場合は、復活の取扱いの無効)となります。
- 告知内容が事実と相違し、告知義務違反によりご契約が解除された場合
- 保険料のお払込みがなかったため、ご契約が失効(用語)している場合
- 保険契約に関する詐欺行為によりご契約が取消しとなった場合や、給付金などの不法取得目的によりご契約が無効になった場合
- 給付金などを詐取する目的で事故を起こしたときや、契約者、被保険者または給付金などの受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由によりご契約が解除された場合

上記以外にも、給付金などをお支払いできないことがあります。

▶▶詳しくは **契約概要 P.07~10** のほか、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

06

給付金などのご請求

▶▶参照 **しおり** ご契約後について

支払事由が生じた場合、支払われる可能性がある場合はご連絡ください。

- 給付金などは、受取人からのご請求に応じてお支払いします。給付金などの支払事由が生じた場合だけでなく、お支払いの可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合などについても、すみやかに下記の専用フリーダイヤルにご連絡ください。

給付金・保険金請求手続きに関する専用フリーダイヤル

☎ **0120-555-877** **受付時間** [月曜日～金曜日] 9:00～17:00
※祝日を除きます。

※休日の翌営業日は電話が混み合うことがあります。

アフラックホームページ <http://www.aflac.co.jp/>

次ページへ続く▶

用語

- 「失効」とは
保険料払込猶予期間を過ぎても保険料のお払込みがなく、ご契約の効力が失われること(保障がない状態となるため、この期間に支払事由が生じた場合、給付金などは支払われない)

▶ 前ページからの続き

- 支払事由が生じた場合、契約内容によっては、**複数の支払事由に該当することがあります**。ご不明な点がある場合はご連絡ください。
- 支払事由については **契約概要 P.07~10**のほか、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。また、給付金などをお支払いする場合、お支払いできない場合の具体例は、アフラックホームページに掲載していますので合わせてご確認ください。
アフラックホームページ <http://www.aflac.co.jp/>
- 受取人が被保険者(保障の対象となる方)となっている給付金などについては、被保険者自身が給付金などを請求できない特別な事情がある場合、あらかじめ指定された方(指定代理請求人)が被保険者に代わって請求できます。
▶▶ 詳しくは **しおり「指定代理請求特約」**について をご確認ください。

➕ 補足

契約者の住所などを変更された場合は、必ずご連絡ください。お手続きに関するお知らせなど、重要なご案内ができない場合があります。

07 ご契約の失効・復活

▶▶ 参照 **しおり 保険料のお払込について**

保険料のお払込みがない場合、ご契約が失効することがあります。

ご契約の失効

保険料のお払込みがないまま猶予期間が過ぎると、ご契約は**払込猶予期間満了日の翌日に失効**します。

▶▶ 詳しくは **しおり 保険料払込の猶予期間と失効** をご確認ください。

ご契約の復活

失効したご契約でも、**失効した日から1年以内であれば、ご契約の復活を請求**できます。この場合、告知と必要な保険料のお払込みを行っていただきます。

ただし、解約払戻金を請求した場合や、健康状態などによってはご契約の復活はできません。

▶▶ 詳しくは「**ご契約のしおり・約款**」をご確認ください。

08 解約と解約払戻金

▶▶ 参照 **しおり ご契約後について**

解約払戻金の有無は保険種類などによって異なります。

- 保険種類などによって解約払戻金があるタイプやないタイプ、または削減されているタイプがあります。
- 生命保険は預貯金などとは異なり、お払込みいただいた保険料の一部が給付金などのお支払い、ご契約の締結や維持に必要な費用などにあてられます。したがって解約すると、解約払戻金は多くの場合、まったくないか、あっても払込保険料の合計額よりも少ない金額になります。
- 解約払戻金額は、保険種類・契約年齢・性別・経過年数などによっても異なりますが、とくにご契約後、短期間で解約されたときの解約払戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。この保険の解約払戻金については **契約概要 P.11** をご確認ください。
- ご契約を解約すると、それに付加された特約も同時に解約となります。
▶▶ 詳しくは **しおり 解約について／払戻金について** をご確認ください。

09 新たな保険契約への乗換えやご契約の見直し

▶▶ 参照 **しおり お申込にあたって**

乗換えや見直しは、契約者にとって不利益となることがあります。

「新たな保険契約への乗換え」により不利益となること

現在の保険契約を解約・減額することを前提に、新たな保険契約のお申込みを検討されている場合は、一般的につきの点について、契約者にとって不利益となりますので、ご注意ください。

- 多くの場合、解約払戻金は、払込保険料の合計額に比べて少ない金額になります。特に、ご契約の後、短期間で解約された場合の解約払戻金は、まったくないか、あってもごくわずかです。
- 一定期間のご契約の継続を条件に発生する**配当の請求権などを失う場合があります**。
- 新たな保険契約の保険期間の始期を起算日として、「**告知義務違反**」による**解除の規定が適用されます**。また、詐欺によるご契約の取消しの規定などについても、新たな保険契約の締結に際しての**詐欺行為などが適用の対象となります**。
▶▶ 詳しくは **02 告知義務 P.21** をご確認ください。
- 契約内容の見直し方法には、特約の中途付加、追加契約などがあります。利用する方法によって**取扱条件が異なり、ご利用いただけない場合があります**。



健康状態によってはお引受けできません。

新たな保険契約への乗換えやご契約の見直しをされる場合、改めて告知(または診査)が必要になります。健康状態などによってはお引受けできない場合があります。

10

保険会社の業務または財産の状況が変化した場合

▶▶参照 **しおり** その他生命保険に関するお知らせ



アフラックは「生命保険契約者保護機構」の会員会社です。

- 保険会社の業務または財産状況の変化により、ご契約時にお約束した給付金額・保険金額などが削減されることがあります。
- 会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、「生命保険契約者保護機構」により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、契約時の給付金額・保険金額などが削減されることがあります。
▶▶詳しくは **しおり**「生命保険契約者保護機構」について をご確認ください。

生命保険契約者保護機構

03-3286-2820 受付時間 [月曜日～金曜日] 9:00～12:00、13:00～17:00
※祝日・年末年始を除きます。

ホームページ <http://www.seihohogo.jp/>

11

照会・相談・苦情の窓口



お客様の照会・相談・苦情をお受けします。

- 保険に関する照会・相談・苦情などがある場合は、下記のアフラックコールセンターにご連絡ください。

アフラックコールセンター

0120-555-027 受付時間 9:00～17:00
月～金および第2・4土曜日(祝日・年末年始を除く)

- (一社)生命保険協会の「生命保険相談所」でも、電話・文書(電子メール・FAXは不可)あるいは直接お越しいただくことで、生命保険に関するさまざまな照会・相談・苦情をお受けしています。また、生命保険相談所では全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお客様の相談をお受けしています。
- 生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、契約者などと生命保険会社との間で解決がつかない場合は、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に「裁定審査会」を設け、契約者などの正当な利益の保護を図っています。
- この商品に係る指定紛争解決機関は「一般社団法人 生命保険協会」です。

一般社団法人 生命保険協会

ホームページ <http://www.seiho.or.jp/>

12

その他ご確認いただきたい事項



ご契約前に必ずご確認ください。

本商品は預金ではありません

- 本商品はアフラックを引受保険会社とする生命保険であり、預金ではありません。したがって元本保証はなく、預金保険制度の対象ではありません。

他のお取引への影響について

- 本商品に関するお客さまのお取引が、募集代理店におけるお客さまに関する他の業務やお取引に影響を与えることはありません。

募集代理店による事前確認などについて

- 募集代理店が保険募集を行うにあたって、事前にお客さまにご確認・ご同意いただく事項があります。また、本商品の募集にあたって、募集代理店がお客さまに勤務先などをお伺いし、法令上定める「銀行等保険募集制限先」に該当するか確認させていただきます。
- 募集代理店に融資をお申込み中のお客さまなどに対しては、本商品の募集を行わない場合があります。

お申込みのお手続きなどでご留意いただきたいことがら

- 申込書・告知書などは、内容を十分お確かめのうえ、各欄の記入者が必ずご自身でご記入ください。
- ご契約をお引受けしますと、「保険証券」などを契約者にお送りします。お申込みの内容などと相違していないかどうかご確認ください。
- 第1回保険料に相当する金額をお払込みいただく際には、アフラック所定の振込依頼書の控えをお受取りください。アフラックからは領収証の発行はできませんので振込依頼書の控えは大切に保管してください。
- お客さまがアフラックの生命保険募集人の登録状況・権限などに関して確認をご要望の場合は、アフラックまでご連絡ください。

その他重要事項

1

この「その他重要事項」には、ご契約のお申込みに際して「契約概要」「注意喚起情報」と合わせて**ご確認いただきたい補足的情報**をまとめています。

2

ご契約に際しては「**契約概要**」「**注意喚起情報**」のほか、ご契約に関するとりきめを詳しく記載している「**ご契約のしおり・約款**」を必ずお読みください。



もくじ

- 01 個人情報について(保険契約者および被保険者の皆さまへ) 30
- 02 プレミアサポートについて 32

01 個人情報について(保険契約者および被保険者の皆さまへ)

詳しくは、アフラックホームページの「個人情報の取り扱いについて」に記載していますのでご確認ください。

お客様の個人情報の利用目的

お客様の個人情報の利用目的は、つぎのとおりです。

- ① 各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金などのお支払い
- ② アフラック、その関連会社・提携会社が取扱う各種商品やサービスの案内・提供・維持管理
- ③ アフラック業務に関する情報提供・運営管理、商品やサービスの充実
- ④ その他保険業に関連・付随する業務

センシティブ情報

アフラックは保険業法施行規則により、保険業の適切な業務運営を確保するために必要な範囲などに限り、保健医療などのセンシティブ情報を取得・利用します。

代理店制度

アフラックは代理店制度を採用していますので、上記の利用目的のためにおお客様の個人情報をアフラック指定の代理店に対して提供します。

なお、アフラック指定の代理店とは、つぎに該当する代理店をいいます。

- ① ご契約の全部または一部を担当させていただく代理店(お客さま担当代理店)
- ② 保険契約者が所属される企業などの許可を得て、当該企業などにおいて各種商品やサービスの案内・提供・維持管理などを行っている代理店(企業等担当代理店)
- ③ お客さま担当代理店または企業等担当代理店が提携するアフラックの承認を受けた代理店
- ④ 保険契約者から個人情報の提供につきご了解いただいた代理店
- ⑤ その他、上記の利用目的を達成するために必要な範囲内にある代理店

団体(集団)などとの関係

各種保険契約の継続・維持管理などのためにおお客様の個人情報を、アフラックと団体(集団)取扱契約を取り交わしている団体(集団)や、お客さまが指定された口座振替指定金融機関などとの間で相互提供します。

再保険

保険会社は、お客様の保険契約について、引受リスクを適切に分散するために再保険(再々保険以降の出再を含みます)を行うことがあります。この場合、保険会社は、再保険の対象となる保険契約の特定に必要な個人情報のほか、当該保険契約に関する支払結果および支払査定時に利用する個人情報を再保険の引受けを行う保険会社に対して提供します。

次ページへ続く▶

契約内容登録制度・契約内容照会制度

アフラックは、死亡・高度障害保険金、災害死亡・災害高度障害保険金、入院給付金がある保険契約をお申込みいただいた場合には、(一社)生命保険協会加盟の各生命保険会社とともに、当該保険金または給付金のある保険契約のお引受け、保険金・給付金のお支払いの判断の参考とすることを目的として、つぎの項目を(一社)生命保険協会に登録します。

- ① 保険契約者および被保険者の氏名、生年月日、性別、住所(市・区・郡まで)
- ② 死亡保険金額・災害死亡保険金額
- ③ 入院給付金の種類および日額
- ④ 契約日(復活日、復旧日または特約の中途付加日)
- ⑤ 取扱会社名

また、当該登録事項については、同様の目的のために、全国共済農業協同組合連合会との間で、その契約内容との相互照会を行います。

支払査定時照会制度

アフラックは、各生命保険会社など*とともに、給付金・保険金・年金などのお支払い、保険契約または共済契約など(以下「保険契約など」といいます)の解除、取消または無効の判断の参考とすることを目的として、アフラックを含む各生命保険会社などの保険契約などに関する、下記「相互照会事項」の全部または一部について、共同して利用します。

*「各生命保険会社など」とは、(一社)生命保険協会、同協会加盟の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会、日本コープ共済生活協同組合連合会をいいます。

■ 相互照会事項について

(一社)生命保険協会を通じて、照会を行い、他の各生命保険会社などから情報の提供を受け、また、他の各生命保険会社などからの照会に対し情報を提供します。なお、相互照会事項はつぎのとおりです。

- ① 被保険者の氏名、生年月日、性別、住所(市・区・郡まで)
- ② 保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故
※②記載の事項は照会を受けた日から5年以内のもの
- ③ 保険種類、契約日、復活日、消滅日、契約者の氏名および被保険者との続柄、給付金・保険金などの受取人の氏名および被保険者との続柄、給付金額・保険金額など、各特約の内容、保険料およびその払込方法

アフラックが保有する相互照会事項記載の情報については、アフラックが管理責任を負います。支払査定時照会制度について、詳しくは「ご契約のしおり・約款」のほか、アフラックまたは(一社)生命保険協会のホームページをご確認ください。

開示などのお問い合わせ

保有個人データの利用目的の通知・開示・訂正・利用停止などのご請求について、また、個人情報の取扱いに関する苦情やご相談に対し、適切に対応します。

プライバシーポリシー

アフラックは「個人情報の取り扱いについて」と題するプライバシーポリシーを策定し、これに則って業務を行っています。

02 プレミアサポートについて

プレミアサポートは無償でご利用いただける「がん専門相談サービス」です。



サービス内容

- 訪問面談サービス(フォローコール付)
- 専門医紹介 ベストドクターズ®サービス(プレミアタイプ)
※ベストドクターズは、Best Doctors, Inc.の商標です。

プレミアサポートについて、詳しくは下記ホームページまたはご契約後に送付する保険証券に同封の「プレミアサポートご利用案内(利用規約)」をご確認ください。

プレミアサポート <http://www.premiersupport.jp/>



サービス提供条件

■ ご利用に際して

- プレミアサポートは、(株)法研が提供するサービスであり、アフラックの保険ではありません。
- お申込みいただいた**がん保険の被保険者がご利用いただけます**。なお、被保険者が「がん」であることをご存じない場合などは、被保険者のご家族がご利用いただけます(この場合、被保険者が利用された場合と同様のお取扱いとなります)。
- お申込みされた**がん保険の責任開始日から、ご契約が有効である限りご利用いただけます**。
- ご利用の際は、利用規約に同意のうえ、同意書をご提出ください。

■ 面談などについて

- 面談の日時や場所については、(株)法研がお客さまと相談のうえ、所定の範囲内で承ります。
- お客さまの面談場所までの交通費・面談時の飲食費は、ご自身で負担していただきます。
- サービスの内容や利用回数などは、今後変更になる場合があります。
- **がん患者専門カウンセラーによる初回の面談、フォローコール(2回まで)、ベストドクターズ®サービス(プレミアタイプ)については無償で提供しますが、これを超えるご利用は有償となります**。また、無償で提供する部分についても、今後有償となる場合があります。なお、サービス利用の対象となるがん保険に複数ご加入いただいても、無償での提供回数は変わりません。

■ その他留意事項

- (株)法研は、今後プレミアサポートの提供を終了する場合があります。
- (株)法研は、適切にプレミアサポートを提供すべく努力しますが、ご利用に関して生じた一切の損害について責任を負いません。
- がん患者専門カウンセラーは、診療・治療や医薬品の提供を行うものではありません。

サービス提供事業者



memo

memo
